

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、室蘭ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金^{*}を改定いたします。

※ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

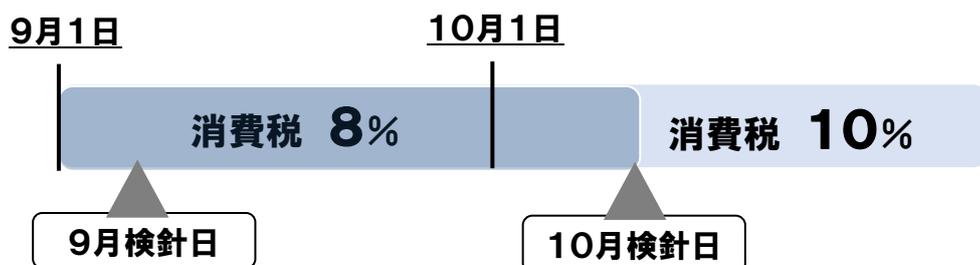
「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して当社とご契約されているお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



対象契約種別

当社のガス小売供給約款に適用いたします。

変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	区 分		新 基本料金	旧 基本料金	新 基準単位料金	旧 基準単位料金
ガス 小売供給契約	A	0～8.0 m ³	864 円 60 銭	848 円 88 銭	502 円 29 銭/m ³	493 円 16 銭
	B	8.0 を超え ～30.0 m ³	2,114 円 20 銭	2,075 円 76 銭	346 円 09 銭/m ³	339 円 80 銭
	C	30.0 m ³ を 超える	3,960 円 00 銭	3,888 円 00 銭	284 円 58 銭/m ³	279 円 40 銭

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。

※実際に適用する単価（円/m³）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して3ヵ月おきに決定されます。

【11月検針分】

契約種別	区 分		基本料金	11月調整単位料金
ガス 小売供給契約	A	0～8.0 m ³	864 円 60 銭	527 円 59 銭/m ³
	B	8.0 を超え～30.0 m ³	2,114 円 20 銭	371 円 39 銭/m ³
	C	30.0 m ³ を超える	3,960 円 00 銭	309 円 88 銭/m ³

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 選択約款をご契約のお客さまはホームページをご覧くださいか、11月検針票にてご確認願います。（URL：<https://www.muromgas.co.jp/>）
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記までご連絡ください。

室 蘭 ガ ス 株 式 会 社
住所：室蘭市日の出町2丁目44番1号
電話：0143-44-3156
受付：平日9時～17時